

就労証明書に関するFAQ

Q 1	就労証明書は学童クラブに提出するもののコピーでも構いませんか。
A 1	コピーで構いません。
Q 2	雇用主から提出された就労証明書の様式が令和4年度以前のものでしたが、以前の様式で提出しても構いませんか。
A 2	以前の様式でも構いません。
Q 3	社印を押印する場所がありませんが、どこに押印しますか。
A 3	押印不要です。
Q 4	令和4年度12月以降の入園申込と令和5年度4月入園の申込の就労証明書をどちらかをコピーで提出しても構いませんか。
A 4	コピーで構いませんが、右上の証明日が申込日より3か月を経過しないものとします。
Q 5	現在育休中で入園月に復帰予定ですが、令和4年度12月以降の入園申込と令和5年度4月入園の申込の就労証明書を同一のものをコピーで提出する場合、「14 復職（予定）年月日」はいつにすればよろしいですか。
A 5	予定日ですので、令和4年度入園に合わせたものでも令和5年4月入園に合わせたものでも構いません。
Q 6	兄弟姉妹同時申込だが、就労証明書の提出は1部で構いませんか。
A 6	兄弟姉妹申込児童数分提出してください(コピー可)。
Q 7	業務委託で働いていますが、就労証明書は自身もしくは業務委託元どちらが記入しますか。
A 7	原則業務委託元で記入してください。業務委託元で記入してもらえない場合、個人事業主としてお申込みいただきますので、Q8の通りに記入してください。
Q 8	個人事業主として働いていますが、就労する日時が定まっていない場合、就労時間をどのように記入しますか。
A 8	就労証明書を自身で記入し、確定申告書もしくは開業届を添付してください。確定申告書も開業届もない場合は報酬の分かるもの、請負契約書、営業上必要な材料の仕入れ伝票を添付してください。
Q 9	変則就労で働いていますが、シフト表は必ず提出する必要があるのでしょうか。
A 9	「10 就労時間（変則就労の場合）の主な就労時間帯、シフト時間帯が本欄もしくは「17 備考欄」への記載ができない場合のみ、就労実績と合わせた3か月分シフト表を提出してください。
Q 10	「11 就労実績」について、有給、休憩時間を含めますか。
A 10	含めます。 有給の時間に関しては契約の時間から算出してください。
Q 11	「11 就労実績」について、新規採用で就労実績がない場合はどうしますか。
A 11	3か月分の見込みを記入してください（様式裏面に記載があります）。
Q 12	「11 就労実績」について、育休を取得中のため直近の就労実績がない場合はどうするか。
A 12	直近ではなく育休産休に入る前の実績を記入してください。 産休前に有給を取得している場合は実績に有給の時間も含まれます。
Q 13	「11 就労実績」について、就労実績が雇用契約の日数、時間数に満たない場合はそのままでもよろしいですか。
A 13	「17 備考欄」に就労実績が雇用契約の日数、時間数に満たない理由を記入してください。
Q 14	育児のための短時間勤務制度利用の有無について、取得予定はあるが、具体的な日時は決まっていない場合どうしますか。
A 14	取得予定にチェックを入れ、他は未記入のままでも構いません。